

## 令和元年度第2回広島県教科用図書選定審議会

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和元年6月10日(月) 13:00~16:30 |
| 2 開催場所 | 県庁東館6階 601会議室            |
| 3 出席者  | 18名                      |
| 4 欠席者  | 2名                       |

事務局	(本会議の進行及び資料について説明) この選定審議会の傍聴及び議事録の公開については、第1回選定審議会の際に確認したように、第2回は、第1回と同様に、傍聴及び議事録を公開する。なお、第1回の議事録につきましては、既にホームページに公開している。 また、第3回は、議事録のみ公開ということを確認している。
会長	本日は、5種類の選定資料について審議を行う。まず、資料1-①令和2年度使用小学校用教科用図書選定資料(案)及び資料1-②令和2年度使用中学校用教科用図書選定資料(「特別の教科 道徳」を除く)(案)について説明をお願いします。
事務局 (義務教育指導課)	(資料1-②及び資料1-①のうち7種目について説明) ※ 審議会での資料については、(案)段階のものを別途掲載。  <グループに分かれて教科書見本の閲覧後、意見交流>
会長	資料1-①の残り6種目の説明をお願いします。
事務局 (義務教育指導課、豊かな心育成課)	(資料1-①令和2年度使用小学校用教科用図書選定資料(案)のうち7種目について説明)  <グループに分かれて教科書見本の閲覧後、意見交流>
会長	事務局の説明について、質問や意見はないか。
委員	選定資料は、よくまとめられている。でも、ここに書かれていることだけを基に教科書を選ぶのではないと思う。選定資料を基に、しっかり教科書を見比べて選んでほしい。
委員	教科書には、非常に丁寧に説明されているものがあるが、それが子供にとって本当によいことなのか、思考を狭めてしまうことにならないかということについても、選定資料を基に考えてほしいと思う。
委員	キャラクターやマークが多く示されている。これらは多い方がよいというイメージがあるが、逆に、児童の主体的な学びの妨げになっているのではないか。キャラクターが誘導してしまっているのではないかとも思う。

委員	<p>他教科との関連ということが、特に家庭科に強く出ていた気がした。これまで、先生が子供たちに気付かせてきたことが、教科書に明示されていることで、子供たちが気付くということを奪っているのではないかという気もした。</p>
委員	<p>「主体的に学習に取り組む工夫」の観点では、問題解決の力を育成するための工夫等が各教科の中で調べられていたが、どの教科の教科書も、学びの手順を示すなどよく工夫されていると思った。これは、新しい学習指導要領の中で意図されていることなのか。</p>
委員	<p>どの教科も、生活に密着した写真や絵等が出てきている。これは、今までと違っていることなのか。</p>
委員	<p>教科書が、分かりやすく、カラフルになっていて、昔にはなかったものが取り上げられているという印象である。例えば、防災や減災などはこれまではなかったと思う。そのことを視点や方法に取り上げていただいていることは、今後、各市町教育委員会で調査していく上で参考になると思う。プログラミングについても、全教科でといわれている中、視点や方法に取り上げていただいていることは有難い。</p>
委員	<p>どの教科にも、他教科との関連について書かれていると思うが、なぜ家庭科だけここまで詳しく示されているのか。</p>
委員	<p>生活科の観点（ア）基礎・基本の定着の視点④生活上必要な習慣や技能を身に付けるための工夫として、生活のきまりや安全についての記述等について調べてあるが、全て一緒に書かれていて分かりづらい。少し整理されるとより分かりやすい資料となるのではないか。</p>
会長	<p>今の質問等について、事務局から回答をお願いします。</p>
事務局	<p>新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善が求められている。教科書に見られる学びの手順等、問題解決の工夫は、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善という新しい学習指導要領の趣旨を反映した形で教科書に示されていると考えている。</p> <p>また、新しい学習指導要領においては、児童がもつ知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要になると述べられている。学んだ知識を他の学習や生活に生かしていくということが新しい学習指導要領の趣旨であることから、そこが教科書に反映されていると考えている。</p> <p>とりわけ、家庭科においては、教科の特質から、日常生活との関連がより強く求められており、この度、「家族・家庭生活についての課題と実践」の内容が新設されたことから、他の学習や生活との関連ということが重視されており、そのことが教科書に反映されていると考えている。</p> <p>生活科の選定資料の記載の仕方については、より分かりやすくなるよう検討</p>

<p>会 長</p>	<p>したい。</p> <p>では、資料 1－③令和 2 年度視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において使用する小学校用教科用図書選定資料（案）及び資料 1－④令和 2 年度視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において使用する中学校用教科用図書選定資料（「特別の教科 道徳」を除く）（案）について説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （特別支援教育課）</p>	<p>（資料 1－③及び資料 1－④について説明）</p> <p>※ 審議会での資料については，（案）段階のものを別途掲載。</p>
<p>会 長</p> <p>事務局 （特別支援教育課）</p>	<p>続いて、資料 1－⑤令和 2 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書選定資料（案）について説明をお願いします。</p> <p>（資料 1－⑤について説明）</p> <p>※ 審議会での資料については，（案）段階のものを別途掲載。</p> <p>&lt;グループに分かれて教科用図書見本の閲覧後，意見交流&gt;</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明について，質問や意見はないか。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料 1－⑤について，「内容の特徴・程度」に 3 歳から，4 歳から，小学生からと判断するのが難しいのではないかと思うが，どういう基準なのか。</p>
<p>委 員</p>	<p>一般図書や検定本等は，どのくらいの期間で一冊を使うのか。</p>
<p>委 員</p>	<p>特別支援教育の中では，子供の実態に応じた教科書を選ぶことがより重要であるし，難しいだろうと思った。</p>
<p>委 員</p>	<p>子供たちの自立を目指した教科書，図書が選ばれていると感じた。</p>
<p>委 員</p>	<p>一般図書を選ぶことは大変難しい中で，選定資料に，適している教科名が示してあることは，一般図書を選ぶ側としては大変参考になる。また，過去の資料も，県のホームページを見れば分かるということを示してあることは，初めて特別支援学級の担任となった先生にとって大変有難い。</p>
<p>委 員</p>	<p>道徳の教科書を選ぶときに，選定資料に適していると示されている図書はまだまだ少ない。過去の資料を作成した当時は，道徳の教科書がなかったので，そこに示されている図書の中にも，道徳の教科書として適しているだろうと思われるものであっても，適している教科として道徳とは書かれていない。現場からは，適している教科として道徳と示されている図書しか選ぶことが</p>

委員	<p>できないのかという声が出ているが、どうすればよいか教えてほしい。</p> <p>職業・家庭や暮らしに役立つシリーズなどは、ある程度、特別支援学校の目標と内容に照らし合わせたものとなっているので、目標や内容の一部分だけを取り上げている図書に比べ、学校は選びやすいのではないか。このような図書が増えるとよいと思う。</p>
会長	<p>今の三つの質問等について、事務局から回答をお願いします。</p>
事務局	<p>一点目の内容の程度の表記について、一般図書の選定資料の1ページに『内容の特徴・程度』に示している発達段階は、発行者が公表している対象開始年齢等を示した。」としている。まず、図書に表示してある場合はそのままを記載している。ホームページ上で公表している発行者もある。図書の表示もホームページ上の公表もない場合は、直接発行者に電話して確認している。基本的には、図書を作った側が何歳を対象にしているかということ判断している。</p> <p>二点目の一冊をどのくらいの期間で使うのかということについては、基本は一年である。</p> <p>三点目の道徳の教科書については、一般図書の選定資料の教科欄に道徳を示したのは、2年前の小学校で「特別の教科 道徳」の採択が始まった年からである。今までの選定資料にある図書については、道徳に適しているかの調査はしていないから、道徳という記載はない。したがって、過去の選定資料には道徳に適していると書いていない場合でも、学校がこの一般図書は道徳の教科書として使用するのに適していると判断したのであれば、選んでもよい。原則として、一般図書一覧に掲載されている図書から選ぶということ変わらない。</p>
会長	<p>その他、全体を通して質問及び意見等はないか。</p>
委員	<p>なし。(全委員)</p>
会長	<p>それでは、選定資料(案)については、内容を確認した後、県教育委員会に答申したいと思うがよいか。</p>
委員	<p>よい。(全委員)</p>
会長	<p>以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返しする。</p>
事務局	<p>選定資料については、会長から答申後、教育委員会において決定する。その後、印刷・製本したものを採択関係者に送付するとともに、県教育委員会のホームページで公開する予定である。</p>